

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和3年1月

(LIBOR 関連抜粋版)

[全国地方銀行協会、第二地方銀行協会]

シンジケートローンにおける LIBOR 公表停止に向けた対応

- LIBOR を参照しているシンジケートローンの対応は、一般的にはエージェント行が中心となって全貸付人の意見集約や借入人との交渉を行うと認識。
- 今後、本邦移行計画において既存契約の顕著な削減目標時期としている本年9月末に向けて、エージェント行からの具体的なアプローチが加速する見込み。
- シンジケートローンに参加している地域銀行におかれては、具体的な契約更改に係る相談が来た場合に円滑に対応を進められるよう、行内意思決定プロセスの整理や、契約書ひな型の内容整理、リスク・フリー・レートベースでの貸出に備えた事務・システム面の対応等、必要な準備を予め進めていただきたい。